

岩倉市議会における公聴会の開催及び参考人の招致に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市議会における公聴会の開催及び参考人の招致に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会開催の公示)

第2条 岩倉市議会会議規則（昭和46年岩倉市議会規則第2号。以下「会議規則」という。）第74条の2又は岩倉市議会委員会条例（昭和47年岩倉市条例第18号。以下「委員会条例」という。）第20条第2項の規定による公聴会の開催についての公示は、様式第1により行うものとする。

(公述人申出書の提出)

第3条 会議規則第74条の3又は委員会条例第21条の規定による申出は、公聴会の公述人申出書（様式第2）により行うものとする。

(公述人の決定通知等)

第4条 会議規則第74条の4第1項又は委員会条例第22条第1項の規定による通知は、前条の規定による申出書の提出をした者に対しては公述人決定通知書（様式第3）により、その他の者に対しては公聴会出席要請書（様式第4）により行うものとする。

2 委員会が公述人を定めたときは、委員会条例第22条第1項の規定により、委員長は、委員会の公述人決定通知書（様式第5）を議長に提出するものとする。

(公述人の発言)

第5条 公述人は、発言を許可されたときは、その案件に対する賛否を表明した後、その意見を述べるものとする。

(討論及び表決の禁止)

第6条 公聴会においては、討論し、又は表決することができない。

(参考人への通知等)

第7条 会議規則第74条の8第1項又は委員会条例第26条第2項の規定による通知は、出席要請書（様式第6）により行うものとする。

2 参考人がその案件に対する賛否を表明する場合は、第5条の規定を準用する。

3 委員会が参考人から意見を聴こうとするときは、委員会条例第26条第1項の規定により、委員長は、参考人の委員会出席要請依頼書（様式第7）を議長に提出するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、公聴会の開催及び参考人の招致に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。